

- 六七時向勤務制ノ確立
- 八日曜祭日ノ全休
- 九労働者ノ福利ノ改善
- 十職手全休ノ改善
- 十一遊休制度ノ奨励
- 十二在職教育ノ増強
- 十三家族扶助科ノ支給
- 十四都市中貧民ニ住宅料ノ支給
- 十五最低賃銀制ノ確立
- 十六義務使役料ノ増額並ニ別途支出
- 十七雇員ノ福利ノ増進並ニ福利ノ制定
- 十八臨時雇制ノ改革
- 十九未成年並ニ女性従業員ノ待遇差別及對

- 一 労働者ノ福利ノ改善
- 二 労働者ノ福利ノ改善
- 三 労働者ノ福利ノ改善
- 四 労働者ノ福利ノ改善
- 五 労働者ノ福利ノ改善
- 六 労働者ノ福利ノ改善
- 七 労働者ノ福利ノ改善
- 八 労働者ノ福利ノ改善
- 九 労働者ノ福利ノ改善
- 十 労働者ノ福利ノ改善
- 十一 労働者ノ福利ノ改善
- 十二 労働者ノ福利ノ改善
- 十三 労働者ノ福利ノ改善
- 十四 労働者ノ福利ノ改善
- 十五 労働者ノ福利ノ改善
- 十六 労働者ノ福利ノ改善
- 十七 労働者ノ福利ノ改善
- 十八 労働者ノ福利ノ改善
- 十九 労働者ノ福利ノ改善
- 二十 労働者ノ福利ノ改善

### 運動方針書（草案）

我等が運友同志會を組織してより茲に滿々我等の運動は一般社會運動の進  
 展に伴ひ年々逐つて發展し来り今や寧ろ組合陣營を築くに至つた。  
 戦北は今日迄の運動過程に於いて一方當局はしつ／＼压迫の手を加へ他方組  
 合自体も部分的過失を犯したけれども我等の自主的訓練と組織的威力とは  
 此れ多くの訓練に堪へて今後益々全國的戰線擴大の希望が輝きつゝあるは我  
 等の指導精神の勝利と將來の光明とを確定に約束するものである。  
 我等は今後の運動の積極的進展を圖るために次の如き方針を採ることを宣明  
 する。

- 一 我等は國家社會正義に基く労働組合の任務を正しく理解し其の使命を  
 勇敏に遂行せんとするものであつて共產主義社會民主主義無政府主義  
 と鋭く対立し之を排撃すると同時に欺瞞的協調主義を排撃しはれは  
 ならぬ。
- 二 我等は通信事業の健全なる発達のために一部特權者に依る資本家的管理  
 を排撃しなけれはならぬ。
- 三 我等は通信事業従事員としての責任を自覚し監督者として單なる命令服従關  
 反抗感情を排すると共に一方に於いて監督者として單なる命令服従關  
 係のみにては事業の發展を期し得らぬことを理解せしめなければは  
 ならぬ。
- 四 我等は不當なる組合内過差に從事員の生活權侵害に對しては断然とし  
 て抗争すると共に我等の組織に於ける不當なる權益を維持し且つ増進す